

1. 現状の耐用年数設定における課題

- 「資産老朽化比率」の算出に必要な減価償却費については、法定耐用年数に基づき算出することとされているが、
- ・実際には、地方公共団体において法定耐用年数を超えて施設が利用されているなど、法定耐用年数を用いた当該比率が必ずしも実態を反映していないのではないか
 - ・公共施設等の長寿命化対策を実施した場合においても、単純に耐用年数が延長されるわけではないため、長寿命化対策が財務諸表上に反映されないのではないか

などの課題が存在。

(参考) 統一的な基準による地方公会計マニュアル・資産評価及び固定資産台帳整備の手引き(抜粋)

45 償却資産に係る耐用年数及び償却率については、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に従うこととし、…

49 …このような資産の長寿命化対策と耐用年数との関係については、今後の検討課題とします。

2. 「使用可能年数」活用のメリット

- ・公共施設等の実際の使用可能年数を使うことにより、より実態に即した資産老朽化比率の算定が可能となり、長寿命化対策が財務書類上も反映される。
- ・施設毎の分析や将来の更新必要額の推計が精緻化する。

3. 「使用可能年数」活用の課題

- ・どのような措置(数年に一度の大規模修繕・毎年の細かな維持修繕など)を講じたことをもって、「長寿命化対策」を実施したとするか。
- ・使用可能年数に関する具体的な基準がない中で、各自治体において、全ての固定資産について資産を区分し、耐用年数を設定することができるか。
- ・各自治体が個別に判断する使用可能年数に基づいて計算される資産老朽化比率等が、自治体間における比較指標としてどの程度有効か。